

紀伊国持田庄図考

鈴木茂男

はじめに

小稿の目的は宝来山神社所蔵紀伊国持田庄絵図⁽¹⁾を紹介し、あわせて絵図にまつわるいくつかの問題点について記述するところにある。

從来持田庄の絵図としては神護寺所蔵の紀伊国持田庄図⁽²⁾が有名で、宝来山神社のものは殆ど顧みられることがなかつたが、両絵図は優劣つけがたい出来ばえの優品であつて、併せて論じらるべき性質のものであつた。特に後者が両絵図に描かれた八幡宮である現地の宝来山神社に伝存されてきたことは重要な意味を持つてゐるといえよう。⁽³⁾

- (1) 和歌山県伊都郡かつらぎ町萩原 宝来山神社所蔵 神護寺領紀伊国持田庄
絵図（重要美術品 昭和十九年認定）。附 延徳三年三月日持田庄文書。
(2) 京都市右京区梅ヶ畠高尾町 神護寺所蔵 紀伊国持田庄図（重要文化財
明治三十七年指定）。絵図の東南隅の裏に「高雄山 神護寺領地 紀伊国 持田
庄図」と、四行に題を記す。なお、本稿の表題は「紀伊国持田庄図考」とした
が、これは宝来山・神護寺両絵図の総称の意である。

- (3) 弥永貞三氏を代表者とする研究グループは、昭和四十五年度科学的研究助成

金の交付をうけ、「莊園絵図の基礎的研究」と題する共同研究を行なつた。持田庄絵図の研究・撮影、および現地調査（昭和四十六年九月一日～四日）はその活動の一部である。本稿はその結果を鈴木がまとめたものである。

なお、共同研究の概要是『東京大学史料編纂所報』第六号（昭和四十七年三月）に掲載されており、持田庄絵図に関する部分は史料編纂所恒例研究会（第一五三回、昭和四十六年十一月二十三日）において鈴木が報告した（『所報』第七号）。

また、宝来山神社所蔵の持田庄絵図は『日本歴史』二八三号（昭和四十六年十一月）の口絵として紹介されたことがある（解説鈴木）。

一 両絵図の比較

宝来山神社所蔵の紀伊国持田庄絵図（口絵、図版I、以下I図あるいは宝来山絵図と呼ぶ）と神護寺所蔵の紀伊国持田庄図（口絵、図版II、以下II図あるいは神護寺絵図と呼ぶ）を比較してみるとする。

両絵図は図版I・IIに見ることなく、極めて酷似したもので、その構図は全く同じといってよく、筆致も非常に似たものに見える。寸法は、宝来山絵図がタテ九二・〇糸ヨコ一〇七・四糸、神護寺絵図がタテ九六・一糸ヨコ一一五・八糸で、神護寺絵図がひとまわり大きいが、大体同様の規模と見て良からう。料紙の紙質は両絵図とともに楮紙系統のものであつたと記憶するが、両絵図を並べて検討する機会に恵まれなかつたので同質のものであるか否か、いま明言できない。

両絵図は酷似したものではあるが、子細に検討すれば全面にわたつて異なつてゐるのであり、非常に顕著な異同もいくつか指摘できる。以下それらを列挙する。

① 彩色。図版I・IIでは判然としないが、原図について見ると両絵図とも淡彩が施されており、その色彩はかなり異なる。

a 河。I図・薄緑色。II図・薄茶色。

b 道。両絵図とも茶色。

c 八幡宮。I図・薄赤色。II図・無彩色。

d 堂。I図・ぬれ縁と柱薄茶色。II図・無彩色。

② 勝示の数。I図・二個所。II図・五個所。

③ 字。後世の追筆とそうでないものがある。追筆は筆跡からみて近世のもの。

a 追筆。II図にはない。I図には西部分から静川に沿っての「名手庄」、「庄ニさかふ」、「持田領」、「持田領」、「静川」、「持田領」、「上」と計六個所ある。

b 原字。II図の西部分から静川に沿っての「名手庄」、「静川庄」、「静川」、「静川」の計四個所の字がI図にない。また、東部分「勝示」はI図にあってII図にない。

④ 八幡宮・堂および周辺の植物。I図の八幡宮は木組がわかり、堂の切妻が描かれていて四間・二間の規模であることがわかる。II図の八幡宮は著しく簡略であり、堂も切妻が描かれていない。

I図の堂の前に松の大木があるが、II図では松の幹が線描されていりにすぎず、途中で描写を中止したかと思わせるほど粗雑である。またI図の八幡宮の西の三本の木は杉であることがわかるほどに明瞭であるが、II図のそれはやや粗雑である。森の他の木同様。大豆畠中山の南方集落の木についても同様のことがいえる。

八幡宮背後の丘陵地帯の植物の描写は、右と逆にII図の方が丁寧である。

⑤ 西部分の集落。丘陵の東麓の集落の中央の家は、II図ではぬれ縁があるがI図ではない。

⑥ 南勝示付近。I図では段丘の上の植物は雜木林のごとくに見え、西の方に松が認められるのに対し、II図では雜木林と竹林が交互にあらわれている。竹のない所に竹林を描くはずがないとすれば、II図の方が写実的であるといえる。右に列挙したことから指摘できることは、

イ 絵の精粗という点では、両絵図に一長一短がある。八幡宮・堂および周辺の植物の描写ではI図が精であり、南の勝示付近の植物相や西

の丘陵東麓の集落の建物の描写においてはII図が精である。

ロ イに加えて、両絵図で勝示の数が異なり、原字の字数が大きくなっていることを考慮に入れると、一方が他方の模写であるとは考えられない。もしも模写であるとするならば少くとも勝示の数が異なるはずはない、また南勝示付近の植物相も似たものとなつたはずである。

ハ とすれば両絵図は同時期に作られたと考えざるを得ない。このこと

は同一の作者が相次いで描いたとだけ想定するものではない。複数の図師が並行して作業する場合も可能性の中に入るであろう。

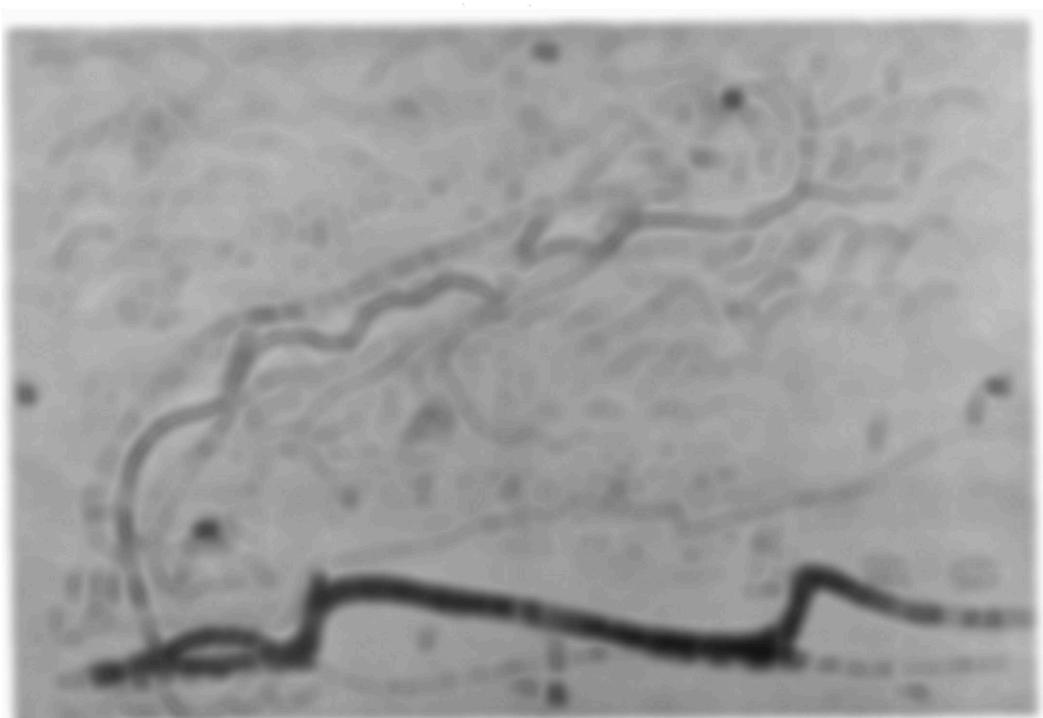
右のごとく、私は両絵図を同時期の作製にかかるものとみるのであるが、では何故に同一構図の絵図が二枚作製されたのであるうか。この答は単純である。一般に本所と在地は遠く離れていたから庄の重要な資料については互いに共通のものを持っている必要があったと思う。本所としては遠隔の地にある庄園の様相を恰も眼前に見るがごとくに示す絵図は不可欠のものであったであろうし、将来起り得る堺相論などに適確に対応するためにも備えておかねばならない基本的資料の一つであつたらう。他方本地にあっても庄域の管理のみならず、国衙・隣接庄園からの攻撃に対処するために、絵図は必要であつたろう。しかも在地の証文が相手方に対して効力を発揮できるのは、中央の権門社寺である本所にも同様のものが存在するという事実が背後にあるからだと考えられるから、絵図についても同じ構図のものが本所になければならないのは論理的必然であろう。在地固有の絵図では、相手方は決して承伏しなかつたろうと思うのである。このように考へることが許されるならば、同様の絵図が本所と在地に存在するという状況は普遍的に想定しなければならないことになる。そして、本所に存した文書が正文で在地のものは案文であるという一般的な文書存在の型をこの持田庄図の場合にあてはめれば、神護寺絵図が正文で宝来山神社絵図はその案であると性格づけることができよう。

二 持田庄の所在地と絵図の範囲

神護寺領持田庄は紀伊国伊都郡の西端にあって紀川にまたがって存在した庄園である。現在は和歌山県伊都郡かつらぎ町に属し、国鉄和歌山線笠田駅の西方一帯にあたる。五万分一地形図・粉河(図版IV)でいうならば、穴伏川(名手側での称)笠田側では四十八瀬川。また静川とも称す。近世には北川ともいった)を北の境界とし(川の北岸の狭い帶状の平坦地は持田庄に含まれる)、これと紀川の合流点を西端とし、紀川の島である船岡山の南岸と、現在の大門口橋南詰のあたりを結ぶ線を南の境界とし(島地区は持田庄に含まれる)、橋のあたりで川を渡り、北岸の折居から北へ直進する線を東の境界線とする。この東境界線は笠田駅北方の丘陵地帯に入つてやや西に傾きながら北上して穴伏川と交わる。この交点は、穴伏川下流から北岸を遡上してきた伊都郡・那賀郡の郡界線が直角に折れて俄かに北西に向つて急峻な谷を登りはじめめる地点である。この地点の谷は古くから境谷と呼ばれてきた。持田庄の庄域は以上の三本の境界線に囲まれるほぼ三角形の地域に比定される。

右の庄域は神護寺絵図・宝来山絵図によって大略比定できるのであるが、宝来山神社に伝存するもう一幅の近世の加勢田荘絵図(図版III、以下図あるいは慶安絵図と呼ぶ)によりさらに細密に認識し得る。

加勢田荘絵図は紙本彩色、タテ八九・〇粋ヨコ一三二・二粋の寸法で、慶安三年六月十一日の年紀があり、「安藤帶刀様御寄合にて賀勢田領分に仰せらるる絵図」と記されている。関連文書がないために絵図作製の動機はいま未詳であるが、描かれた内容により、この絵図が加勢田荘の荘域、村落の状態、穴伏川の井堰の形態などを鳥瞰的に把握する目的で作られたことは明瞭である。神護寺絵図の五個所の榜示に見合うそれぞれの地点に榜示も描かれている。藩政時代、加勢田荘は伊都郡河北を上中下に分けた下組、すなわち丁ノ町組に編入され郡代官の支配下にあったが(『かつらぎ町誌』)、その地域が中世の庄域と変わなかつたことは、この



図版 III

加勢田荘絵図 (慶安三年)

宝来山神社所蔵

絵図から見て取れる。幕末成立の紀伊続風土記にも「加勢田荘可世駄
総八箇村」^(十三)とあって、下尻村・背山村・移村・塙村・萩原村・中村・東
村・島村があげられているが、これらの村名は慶安絵図中の村名と一致
し（下尻村・背山村は絵図では尻村・瀬山村となっている）、また夙村が高田
村と改められたほかは現在もなおからぎ町の行政区として今に名を残
している（ただし東村・中村はそれぞれ筈田東・筈田中と称している）。持田
庄の称が意味する地域は、中世から現在まで大きい変化を受けずに連綿
として続いてきたと考えてよいのである。

次に三本の境界線について記したい。

南の境界線

紀川の島である船岡山南岸と大門口橋南詰を結ぶ線は、中世持田庄と
志富田庄を分つ境界線であった。I・II図を見ると河岸段丘らしい地形
が描かれ、その上に東西に直線状に延びる林があるらしい。その植物相
はI図では東三分の二が雜木、西三分の一が松であるらしく、II図では
雜木と竹が交互に群生している如くに思われる。勝示は両絵図ともに段
丘の上にある。III図には植物は描かれていないが、勝示はやはり段丘の
上にあり、「南勝爾紀伊川南岸柏木本」と注されている。これは南の勝
示が柏の木の下にあるという意味であろう。いま現地に柏木本という小
字名を見出すことはできない。現地の様相を記せば、I・II図で段丘状
に見えるのは固い岩盤からなる高さ五・六メートルの断崖の連続したも
ので、その上にはII図の描写に見るごとくに雜木林と竹林が交互に群生
している。もしも植物相が中世と変わらないならば、南の境界線上の植物
についてはII図の方が写実的であるといえる。そしてこの断崖は今もか
つらぎ町島地区と渋田地区を画する境界線となっているのである。崖下
に小道が断続してあり、大門口橋の南詰のあたりから断崖が紀川に出会
うまでの間をたどることがができる（島の御案内による）。

北の境界線

II図では三個があり、いずれも川の北岸にあるから、河流と河川敷は持
田庄内にあることになる。III図を見ると穴伏川北岸には南境界線同様に
断崖が描かれ、II図とほぼ見合った地点に勝示があつて「ひつしさるノ
傍尔静川庄名手ノ庄界」「うしとらノ傍尔大松東ノ小谷口」と注されて
いる（乾の勝示には注がない）。艮の勝示は「境谷」と記された谷の真中
に描かれている。この谷が那賀郡・伊都郡の郡界であることは前述した
が、紀伊続風土記の四郷莊広口村の項は、この場所について「川の西辺
に高さ五六尺の大岩あり、是を伊都郡那賀郡の界として此谷筋を境谷と
いふ」^(十三)と記している。この郡界の大岩がすなわち持田庄の勝示であ
ることは間違いないが、勝示が郡界の岩となつたのか、郡界の岩を勝
示としたのかは決めかねるけれども、おそらく後者であったろう。郡界
の大岩を勝示に指定する方が、郡界へ大岩を運ぶよりも自然であろうと
思うからである。現在峡谷は護岸工事のためにコンクリートで両岸・川
底が固められてしまつており、大岩は形跡さえもなくなつてしまつた。

東の境界線

東の境界線は、折居の巽の勝示と境谷の勝示を結ぶ線である。III図に
はこの折居勝示について「たつミノ傍尔大垣内西鼻」と記している。今
は無い。この境界線はI・II図では太い線で結ばれているが、III図では
折居から北上し東村の東方の丘陵地帯を登る小道が描かれている。しか
し丘陵を越えて穴伏川に下り境谷に至る道はIII図にもない。現地につ
いて考えてみると、この境界線が丘陵を越えて穴伏川に下ると考えられ
る地域は非常に急峻な斜面であつて人の往来に適しているとはいえない。
このことは五万分一地形図（図版IV）の穴伏川流域の北川とあるあ
たりの南岸の等高線の目のつみ方を検すれば容易に首肯されるであろう
(境谷は北川部落のやや上流の谷)。とすれば丘陵北面の斜面地帯での境界
線は古来の道のような自然に定まりやすいものではなく、かなり人為的に
設定したものであつたかも知れない。この点についてのわれわれの現
地調査は十分でなく、未だ確信の持てる判断に到つていない。



図版IV

笠田周辺（五万分一地形図粉河より）

紀川北岸折居のあたりは大規模な護岸工事のため昔日の姿を失いつつあるが、幸にもIII図作製の時点で境界線であった道を確認できた。それはいまは農道として用いられているが、古くより折居を佐野領下居と笠田領下居に二分する幅四尺の古道であった（折居地区、小林氏）。この道は一直線に北上するが、しばらくして県道によって中断されてしまう。われわれは中断点で古道を見失ったが、これの延長線上に幅約一メートルの農道があり、丘陵地帯を登ってゆくのだという（かづらぎ町教育委員会木）。III図では異の勝示から北上する道の両側に「佐野領下居」「加勢田領下居」と地名を記している。

再び絵図に目を向けて現況と対応させてみたい。

I・II図には中世以前の絵図の特徴がよくあらわされている。図師が絵図の中心部にあるたる地点に居て四方を眺め、目に映る景物を写すという手法で描かれているのである。III図が鳥瞰図であるのに較べるとI・II図の特徴は明瞭であろう。北の山脈は葛城山、南の山並みは高野の峰々である。持田庄から高野山麓の平坦部を望見することができ、そこには高野山大伝法院領志富田庄があつて水田が広がっていたはずであるがI・II図では省略されている。庄の中央を東西に走る大道は大和へ至る大和街道にあたる道である。I・II図ではこの大道が庄の東端で向を変え北上するがごとく見えるが、北上するのは境界線となつた小道であつて、大道はこれを分岐してさらに東進するのである。

紀川はI・II図では水流を二つに分け、巨岩のごとき島を過ぎて再び合一する。この島は船岡山で、川筋一杯にひろがつて周囲は淵となり島全体が原生林でおおわれている。III図にはこのような現況と通ずる姿が描かれている。船岡山の北の対岸の山は背山、南の対岸の丘を妹山といい、併せて妹背山と称す。背山は古く大化二年正月の改新詔に「南自紀伊兄山以来」と見えていて（日本、畿内の南限と定められた山であり、その名を愛されて万葉の歌人達によつて頻りに詠われた）。

III図を併せ考へれば、I・II図の北岸背山の東麓の五宇の集落はのちの瀬山村、西麓の七宇は夙村に比定されるであらう。移村はI・II図成立時に存在しなかつたのか、あるいは大豆畠中山の背後に位置するから描けなかつたのか、I・II図中に見えない。中央部分の大豆畠中山の南麓の六宇は窪村のあたりとなり、大道に沿つた五宇はのちの萩原村となる。この道は古くは南海道に属し(坂本太郎「上代駅」、ここには萩原駅が設けられ、駅馬も八疋置かれていた(延喜式廿八年後紀忠仁二年八月)。道も集落も奈良・平安初期と同様と直ちに考へることは許されまいが、萩原駅に比定される地に道沿いの集落が描かれていることは興味深い。この集落がか北方を通つていたことになる。

さてI・II図中の八幡宮・堂は地勢および絵図中の位置から、また庄中に他に顯著な寺社のないことから考へて、それぞれ現在の宝来山神社と、その境内に隣接する神願寺にあてて誤りない。絵図の社殿・鳥居と堂の配置は現況と同様である。ただ大道の北側にもう一つの鳥居があり、参道の入口を示したらしいが、これは現在その跡もなく、III図にも描かれていない。宝来山神社は庄中の神々を合祀しているため多数の祭神があるが、元禄十六年頃丁ノ町組大庄屋が庶事一般を調査して代官に提出した丁ノ町組吟味書(丁ノ町・田村美章氏所蔵)には祭神として一宮白髪大明神・二宮天満大明神・三宮八幡大菩薩・四宮藏王権現の四柱を挙げており、紀伊統風土記も同じく記している(卷四)。宝来山神社がもと八幡宮であつてよいわけであり、実際III図にも八幡宮と注記されているのであるが、他の祭神がいつの頃合祀され、またいつから宝来山と称するようになったのか詳らかでない。丁ノ町組吟味書の成立よりはるかに古いことだけは確実であつて、紀伊統風土記も「勧請の時代詳ならず、宝来山と称すること、その故を知らず」と記すのみである。社殿に桃山期の建造にかかる本社四殿があり、重要文化財に指定されている。神願寺はいま

仁和寺末寺で、山号を宝来山延命院と称する。不動明王を本尊とし、庄内の他の十個寺は全て神願寺末寺とされている(丁ノ町組吟味書)。そのかみ文覚上人が熊野那智よりの帰途神社に立寄り、神宮寺を造営し、不動の尊像を刻んで安置したとの伝説がある(紀伊統風土記)。

萩原の対岸の島村にあたる部分には人家が描かれていない。紀川の水位の上昇によつて水没の危険に常にさらされる地形であるから実際に人家がなかつたのであらう。田畠の耕作のために持田側から舟で往復しなければならない。III図にも人家がないから、慶安三年に至つてもなお人の居住に適さなかつたと思われる。

さて、大道に沿つた集落を萩原とすれば、その東側には中村・東村にあたる集落がなければならないが、I・II図には描かれていない。紀伊統風土記によれば、萩原村が家数四十軒・人數百四十三人であるのに対し、中村は九十二軒・三百三人、東村は百二十八軒・四百八十五人で、東村だけで萩原村の三倍の規模である。中世にも同じ比率で家がなければならないとはいえないにせよ、家・人の数は地味の豊かさ地勢の有利を示す指標となるから、I・II図においても多くの人々が描かれてよいはずである。それが全く描かれなかつた理由は何か。それはおそらくI・II図が強く志富田庄を意識して描かれたためであつたろう。つまり私は志富田庄と接する島村、および対岸の萩原村にあたる地域を絵図の中央に描いたため、絵図の中心と庄の中心がずれてしまい、その結果中村・東村が絵図からはみ出してしまつたのでやむなく二村を割愛し境界線の道を描いたのではないかと考へるのである。持田庄の庄域全体を図の中に収めるためには、III図のように八幡宮を絵図中央に置く構図でければならないが、I・II図は八幡宮を東に置きすぎている。これだけの絵図を作るのに不用意に構図を誤つて、中村・東村部分が描けなくなつたとは考へ難い。むしろ、I・II図は当初より紀川南岸に持田庄の一部があり、そこに榜示があることを特に強調するための絵図ではなかつたらうか。とすれば、I・II図のような構図になるのは自然の結果である

し、そのため中村・東村部分の集落が描けなくなつたとしてもやむを得ないこととなろう。何故に志富田庄を強く意識したのかその理由については次章で考えるが、ここではI図において榜示がいずれも志富田庄に対するものであること、隣接する庄園の名が志富田庄以外には書かれていないこと、I・II図において志富田庄との堺の描写に較べてそのほかの境界線の描写があまりに簡略にすぎることを指摘しておく。また大道が萩原を通っているならば、大道と紀川の河流の間にはかなりの距離があり、ここには耕地があつたはずであるが、I・II図では大道と川は殆ど接続している。これも志富田庄側と八幡宮付近を対比させて描く構図のためには省略されてしまったと見るべきであろう。

なお、八幡宮裏の大豆畑中山については未考。地勢からみて現在の窪地区の背後の丘陵であることは間違いないが、現在の地名でこれに比定するものが見当らず、地名の由来も極め難い。

注

(4) 目崎徳衛「妹背山」(『日本歴史』一三四号)。また紀伊統風土記卷四十三。なお『大日本本地名辞書』が大和国吉野郡妹兄山の項で妹兄山を説いて「伊都郡笠田村の中流の孤島にて妹兄相並ぶ地形にあらず」としてるのは、船岡山と妹山背山をとりちがえたものであろう。ただし紀伊国伊都郡妹兄山の項では正しく島は船岡山としている。

三 持田庄の歴史と絵図の成立

本章では持田庄の成立の事情を考え、絵図の製作年代を推定することにする。

持田庄について論じた先学の業績としては、管見では西岡虎之助「神護寺領莊園の成立と統制」(昭和六年成稿『莊園史の研究』一ノ三)が唯一のものである。他に持田庄について記したものには数多くあるが、いずれも西岡氏の記述を祖述し、あるいは一部を引用したものであるから、ここでは西岡氏の所説のみを取りあげる。

西岡氏は大覚寺文書中の持田庄関係の四通の文書によつて持田庄の開発と伝領を説明した。しかし後述するごとく、これら四通はすべて明白な偽文書があるので、西岡氏の所説は残念ながら全く成立しない。問題の大覚寺文書を次に掲げる。

(+) 日根秋友解

日根秋友解 申請常荒地事

合陸拾町者在糸郡之内持田嶋壹所

四至限東下居限南大川
限西世山川前限北四津谷并葛木峯

右件常荒地者、去天長二年秋友開発、經三四箇年間、无指其主、而
秋友請當土之刀祢郡内所司証判、秋友成地主哉、但窪地者為治田、
高地者、為後代之明鏡、仍注子細、以解、

天長六年二月十日

日根秋友

在地刀祢与判

紀 (花押)

伴 (略押)

藤井 (略押)

長 (花押)

物部 (花押)

郡判

依有在地刀祢等証署明白与判

惣郡撰使散位中原朝臣 (花押)

撰使大判官代 紀 (花押)

高志 (花押)

序判

依有在地并郡判明白与判

惣大判官代散位中原朝臣 (花押)

中原朝臣 (花押)

大判官代田所散位橘朝臣 (花押)

(二) 紀伊国司序宣

序宣

紀伊国系郡持田嶋壹所

早可依日根秋友請申、常荒開発免事

右件常荒者、依彼秋友請申、國免既畢、但至地利色代者、依國例率法、所當不致未済者、可為領主之狀、下知如件、

承和十三年十月十二日

守主殿頭從五位下行大江朝〔印〕(花押)

(三) 日根秋友处分状

处分 私領田畠事

合陸拾町者在系郡之内持田嶋壹所

四至在本券面

右件田畠者、日根秋友開発領〔掌〕常地也、而一男秋重所处分、如件、

元慶二年十月五日

日根(花押)

(四) 日根秋重处分状

处分 私領田畠事

合陸拾町者在系郡之内持田嶋壹所

四至在本券面

右田地者、日根秋重先祖相伝領掌、無他妨、而日根姉子处分、本公
驗相副、所与如件、

承平五年六月廿一日

日根(花押)

右の四通の文書は、いま一巻に仕立てられて大覚寺に現蔵されている。
卷子とされたのは明治二十三年で、奥に時の門跡楠玉諦師の識がある。

西岡氏は(一)によつて、天長二年日根秋友により、持田嶋が開発され、

大判官代介散位池辺朝臣(花押)

同六年これに對して郡判、國判が与えられて認可され、(二)によつて、この地が國免の地とされ、(三)によつて、日根秋友は一男日根秋重に処分し、(四)によつて、日根秋重は日根姉子に処分したと説いたのである。
(前記書一八)

この西岡氏の所説は昭和六年に成ったものであるが、爾來四十年余にわたつて盲目的に受けつがれてきて批判を受けたことがなかつた。われわれ後学の態度は果して學問的なものであつたらうか。

まず西岡氏の拠つた大覚寺文書の信憑性を吟味する必要があらう。

中村直勝氏は最近「平安初期私印ある文書新出す」と題する一文を草し

(八号 昭和四八年八月)氏が大覚寺において披見した四通の文書について所感を述べ、いづれも偽文書と断定した。四通の文書とは西岡氏の拠つた持田庄の文書である。氏の論稿には写真版も掲げられ、委曲を尽して偽文書たる理由が述べられているので、詳細は同稿に譲りたいが、必要な範囲で要点を摘記しておく。氏の断定の根拠となつたのは次の四点である。
① 印について。四通には文書の全面に陽刻印文「用」の朱印が捺されている。これは郡印でも國印でもないから私印であるかも知れないが、性質の異なる四通に同一朱印が捺されることはおかしい。また(一)は本来郷長解に郡判、國判が加えられるのであるから各部分が異筆となるはずであるが、(一)は全文同一筆である。

② 位置 花押について。(一)の位置に「守主殿頭從五位下行大江朝臣」とあるが、國守・主殿頭と從五位下は正しく相当する官位であるから「行」は必要ない。また、天長・承平の頃は花押は一般化していない時期であつて、中央の一流文化人の中に稀に使われていたにすぎず、國司に花押の使用者はないはずである。いわんや郡司刀祢や日根秋友に花押のあらうはずがない。また(一)の「大判官代介散位池辺朝臣」は、散位で介であるわけがないから矛盾している。

③ 年次について。各文書の年代が離れすぎる。(一)から(四)までの十七年

間、(三)の処分と(一)の開発の間は五十一年あり、かりに三十歳で開発したとすれば、(三)の年には秋友は八十一歳の高齢となり不自然である。

(三)の処分と四の処分の間は五十七年あり、八十一歳の秋友が四十歳の秋重に処分したとすれば、四の時点では秋重は九十歳以上となり、これも高齢にすぎよう。

④ 語句について。「秋友成地主哉」、「達地者為治田高地」等々の語句は不自然である。

中村氏は大略右のごとき論点をあげて、大覺寺文書四通を偽文書と断定したのである。⁽⁶⁾論点の個々については、なお検討しなければならないものがあるとはいえ、総合的に中村氏の判断は正しく、大覺寺文書四通は偽文書であるといわねばならない。私も一・三のことを付記しておきたい。

承和十三年頃の紀伊守について。(一)では大江朝臣となっているけれども、続日本後紀承和十三年正月十三日条および嘉承二年閏十二月廿一日条に、それぞれ伴竜男の紀伊守任官および停任の記事が見えるから、(一)の承和十三年十月当時の紀伊守が伴竜男であったことに疑問の余地はない、大江朝臣ではあり得ない。(一)が偽文書であることの最も明瞭な理由となる。

国司序宣は国司の遙任に伴つて発生した文書であることは古文書学の常識であるから^(相田一郎「日本古文書」上、六〇頁)、未だ遙任の風潮のない九世紀半の承和十三年の序宣があるはずがないと考えるのもまた常識に属するといわねばならないであろう。

次に論点②の花押について。中村氏は天長承平の頃に花押を持つていたのは一流文化人の一部であつて国司郡司層に花押があるはずがないとする。いかなる根拠によつて中村氏がかかる見解を表明されるのか不明であるけれども、『花押かがみ』所収第一号は紀某の花押であり、通説的見解では花押の初見とされるものであるが、彼は伊勢大掾であつた

(イ、承和十二年九月十日民部省符案同年十一月十五日伊勢国司奉行連署、口、承和十二年十一月十五日伊勢国符)。この範囲内では国司に花押がないわけはない。なお皆川完一氏の『花押かがみ』書評(昭和三十九年十月)によれば、紀某の花押の出典となつた文書イ・ロはいづれも偽文書であるので、これを除かねばならない。としても『花押かがみ』第二号多紀某花押、第五号藤原某花押はそれぞれ丹波国多紀郡司、上野介であつたから、依然として中村氏の見解は成立しがたく思われるるのである。中村氏としては論点②においては、ただ大覺寺文書に見える花押が花押発生期の型ではなく平安末期のものに近い熟成した型の花押であること、花押に比較して文書の年代が極端に古すぎることを指摘すればよかつたのである。以上によつて西岡氏の依拠した大覺寺文書は偽文書であることが明白となったと思う。

西岡氏の所説が成立する可能性は全くないと言わねばならない。

ここで西岡氏が持田庄図と庄城に對して加えた説明について一言しておきたい。「下居は今の佐野村字折居である。大川は紀伊川である。世山(兄山)川は穴伏川である。四津川は静川で上流は四十八瀬川といい。下流は穴伏川と合流して紀伊川にそそぐ。かく北・西・南が川によって囲まれているところからこの地に嶋の名前を付けたのであろう。」

これは西岡氏が大覺寺文書(一)に見える持田嶋および四至について説いた文章の一部であるが、氏の現地についての理解の程度をよく表している。前章に述べた現地の状況を想起してこれを読めば多くの誤りを指摘できよう。下居をいうならば官省符莊側の佐野領下居を挙げるべきではなく、加勢田莊側の東村下居を指すべきであろうし、世山川という川は存在せず、穴伏川の別称でもない。穴伏川と静川・四十八瀬川が同じ川の別称であることは前に述べた。穴伏川と四十八瀬川は同じ川なのだから合流して紀州にそそいだりすることもあり得ない。持田嶋は持田および嶋の意としなければ意味をなさない。三方が川によって囲まれて地形だから持田嶋と称するというのは索強附会に過ぎよう。このような論法を

敷衍すれば島でない場所は珍しいことにならう。西岡氏は笠田に近い紀川南岸の見好村教良寺（現在かつらぎ町の内）の出身だから、現地の知識は豊富であったにちがいないのであるがこの混乱はどうしたわけか。甚だ理解に苦しむ。絵図中央の大道について、これが「艮勝示の地点から北折している。この大道は西方に走っては海部郡加太に達し、北進してはついに紀伊和泉両国境の鎌谷峠を越えて和泉国にいたるものである」と述べているが、もはや混乱ではなく甚しい誤謬に陥っている。艮勝示は巽勝示の誤りであろう。大道が北上するごとに描かれているけれども、現地を考慮すれば大道はなお東進すること、北上するのは庄の境界線となつた小道であること、そしてこの道はおそらく穴伏川に下るまで続いていなかつたことは前に推定しておいた。また境界の小道を分岐するのは下居の巽勝示の地点ではなく、そのかなり北方の地点である。西岡氏の説明には現実の地勢・方位・距離の感覚が欠けており、現地のイメージを絵図の上に重ね合せてみるという作業過程がなく、ただ単に絵図を見て説明するというのにすぎない。その言葉に現実感も存在感もないのは当然であろう。「この八幡宮の所在地域が古の萩原駅のあつた所で、この附近で三本の道路が集合しているのである」（前掲書）。

この文章は机上の空論である。

西岡氏の挿つて立つた史料が偽文書であることが証明されたいま、われわれは持田庄の成立に関する史料を失つてしまつたことになつた。しかし皆無といふわけではない。私は大覚寺文書に代えるに根來要書所収の次の長寛二年七月四日太政官牒案（平安道文
補二三五）をもつてしたいと考える。

太政官牒 高野山大伝法院

雜事三箇条

一 応停止役夫工并造内裏以下勅事院事臨時国役等永為不輸地、院領 紀伊国字渋田庄事

在紀伊国管伊都郡渋田郷

四至 東限六箇庄西界 南限同
西限那智郡東堺暗谷 北限大河當時流北際岸

右、得彼院所司等去五月日解状候、（中略）而当庄建立之初、当任傍庄之例、先被下院宣、建立由来見所副進院下文云状矣、因茲當庄雖未被降官符、因准傍庄天下一同造内裏役、既被免除畢、然而為備後代之証驗、任前禪定法皇之觀慮、早因准先例、宜被降官符、但致四至者、鳥羽院御下文旨、以古流為北界、可被打勝示之由、雖須訴申、件古河以南鳴畠、先年之比依被打入讃岐院御領立田庄、去彼鳴畠今未令領知、然間件笠田庄國司季範任被國領畢、依此任本四至申請官符者、國司定訴申歟、仍為無國司訴、去古河以南鳴畠、任院使紀近任打勝示旧跡并當時之領知、以大河當時流北際岸為堺、可被成下官符（後略）

これは高野山大伝法院領渋田庄の不輸および四至確定に關する文書である（以下、官牒と呼ぶ）。保延六年、大伝法院開基観鏡が高野山大衆に追われて根來へ退転した後の史料であるから、充所に「高野山大伝法院」とあるのは名目にすぎず、實質的には根來に与えられたものである（参考『江頭恒治「紀伊國志富田莊の研」』）。渋田庄は勿論I・II図に見える志富田庄であるまい。この文書がわれわれとて貴重であるのは、A 志富田庄・持田庄の境界について記していること、B 持田庄の消長について記していることによる。この官牒を主たる史料として、以下A・Bについて考察したい。

A 志富田庄・持田庄の境界
官牒には渋田庄の北の境界の変遷とその理由について記しているが、これは持田庄との境である。文意をよりよく理解するため、先ず渋田

庄の立莊とその四至について述べなくてはならない。

久安二年七月十日鳥羽院下文案(根來要書上、平安遣文二五八一号)によれば(官牒に引用する島羽院下文はこれである。以下、院下文と呼ぶ)、渋田庄は先年の頃紀伊国司が大嘗会料徵収のためと称して大伝法院領石手庄に乱入りし、觀音堂政所を焼失するなどの濫妨を行ない雜物を奪つたことの代償として紀伊國守が序宣を進上し、院宣も出されて成立した。そして院宣、序宣に基いて「立券田畠、堺四至打榜示、偏為院領」すために鳥羽院下文が出されたのであつた。その冒頭部分を左に記す。

院序下 紀伊国在序官人等

可令早使者相共為永大伝法院領、堺四至打榜示

〔事脱カ〕

在管伊都郡渋田郷

四至東限兄井谷 南限六ヶ庄 北限東堺 西限那賀郡麻津郷東堺

使公文外記史生紀近任

根來要書には文書の奥に「久安二年十一月日官使國使相共渋田堺四至打榜示早」とあって、院下文の日付の約四カ月後に実際に榜示が打たれたことが記されている。官使とあるのは院使の意味と解釈すべきで院使・國使立會で榜示が打たれたのである。

さて、先の官牒に記された四至とこの院下文に記された四至を比較すると東西南北すべて記載が異なる。以下この点を検討する。

東 院下文「兄井谷」・官牒「六箇庄西堺」

高野春秋によれば正暦五年七月落雷により高野山上は御影堂を残して灰燼に帰し、供僧の住居も失われたので、天野社を修補してこれに

て、東三条院に請うて依怙料として六個郷の寄進をうけた。六個郷とは伊都郡内の天野・花坂・志賀・四村・教良寺・山崎である。紀伊

続風土記によつてこれらの村々を配列してみれば、渋田庄の南に四村(星川村・星山村・御所村・日高村)・天野、さらに南に志賀・花坂が

あり、東に教良寺、さらに東に山崎が位置する。官牒にいう「六箇

庄」とはこれらの村々を総称したのであろう。渋田庄の東端に最も近いのは教良寺であつて、官牒にいう「西堺」となる。渋田側から見ると図版IVの地図の西渋田・東渋田の東の寺尾を経て兄井・三谷があり、ここで教良寺と接する。院下文にいう「兄井谷」がどのあたりになるかいま判断しかねるが、教良寺の境界に近い谷筋であつたらう。「兄井谷」と「六箇庄西堺」は同一の境界を異なる語で表現したと解釈して差支えないようである。⁽⁸⁾ とすれば、成立期の渋田庄は持田庄の対岸地帯にとどまらず、現在の渋田地区よりもはるかに東方の地域まで含んでいたことになり、紀川に沿つて極端に東西に細長い地形であったということになる。

南 院下文「六ヶ庄北堺」・官牒「同庄界」

同一事の異なる表現であることはいうまでもない。六ヶ庄については既述。四村・天野と堺を接するのである。

西 院下文「那賀郡麻津郷東堺」・官牒「那賀郡東堺暗谷」

両者とも那賀郡・伊都郡の郡界を境界とすることに變りない。麻津郷は渋田の紀川下流の郷名で、名手庄の対岸にあたる。現称は麻生津。暗谷は未考。現在の郡界線のあたりとみて誤りない。船岡山西端の北対岸のあたりになる。

北 院下文「大河古流」・官牒「大河當時流北際岸」

紀川に「古流」と「當時流」の区別があるために北の境界、すなわち持田庄との堺は複雑である。久安二年の院下文と長寛二年の官牒の間は十八年であるが、官牒にその間の河流の変化を記していないのでこの間河流は一定していたとみてよからう。つまり院下文でいう「大河古流」と官牒の「古流」・「古河」は同じ意味であり、官牒にいいう「當時流」は院下文の時点でも同様に流れっていたと考える。I・II図は官牒の後の成立であるが、ここに描かれているのは「當時流」の姿とあまり変らないと仮定しておこう。

紀川が流を変えて「古流」の筋から「當時流」の筋に移ったのは久

安二年院下文のはるか以前のことであつたろう。では「古流」は「當時流」の北にあつたか、南にあつたか。私は「古流」は北側にあつたと考える。これが南に移つて「當時流」となり、これがI・II図に描かれたと考えるのである。その理由は第一に後述するごとく、斯く考へて官牒の記述を解釈するのが自然であること、第二に既述のごとく、紀伊統風土記に大和街道が往古はかなり北を通つていたと記されていることから判断できるよう、北にあつた河身が南に移るのが趨勢であり、地勢的にも自然であることである。

「古流」が北にあつたとすれば次の想定も成立するであろう。往古は紀川が北側にあつたため渋田と「鳴畠」と呼ばれる地域は地続きであった。当然「鳴畠」は渋田に帰属していたが、河身が南に移ると渋田と「鳴畠」は河を隔てることとなつてしまい、北岸の笠田と地続きとなつた。ここにいう「鳴畠」は後世の加勢田荘島村にあたる地域の古称ではなく、低湿な河川敷の耕地を指す普通名詞である。

右のごとくに想定して院下文および官牒の記述によつて渋田庄北堺を考へる。渋田庄の対岸、紀川北岸の「鳴畠」は渋田に屬すると考へられていたから、久安二年院下文により立庄されるときも往古の河流を「北堺」と記し、院使紀近任は国使と相共に同年十一月榜示を打つた。しかし、北堺と記された「大河古流」の線と「當時流」の間にある「古河以南鳴畠」は、その後地続きの讚岐院（崇徳上皇）御領笠田庄に打入れられてしまつた。その笠田庄もやがて国司季範のために停止収公され国領と化したから、勿論旧渋田領鳴畠も国領となつた。いま官符を申請するにあたつて久安二年院下文で定めた本四至によつて北堺を大河古流とすれば、さだめし国司の反撥が強く混乱を招くであろうからこれを避けるためにかの「古河以南鳴畠」をあきらめ、かつて院使紀近任が打つた東・西・南の勝示跡ならびに現在の領知に従つて「大河當時流北際岸」を新北堺として官符を成し下されたい。

以上が院下文、官牒の語るところである。これは「古流」が北にあつ

たとした場合の解釈であるが、もし逆に南にあつたとすれば、官牒は引用部分全体が意味をなさなくなる。引用部分は、院下文の本四至に復帰したけれども、事情を考慮してこれを不可能と考え、次善の策をとつて北限を「當時流」にし、庄域を縮少して渋田庄の保全を強化するという根拠を表明しているのであって、「古流」がもし南にあつたとすれば渋田庄の庄域はそれだけ狭かつたことになり、それを本来あるべき庄域、本四至と記してあることになり、文意不明となる。

次に、「大河當時流北際岸」とは何か。「北際岸」は渋田庄側から見て河の北側になる岸であるから、紀川北岸、持田庄側の岸、渋田庄の対岸となる。これを南岸と考えると北堺の表記は「大河當時流」あるいは単に「大河」となるはずであり、「北際岸」と限定した意味が不明となる。渋田側に立つて「北際岸」といえば対岸の北岸の意味になるのは在地の通常の感覚であろう。

右で、官牒の時点において渋田庄北堺となつたのは紀川北岸であることを推定してきたが、実際に榜示が打たれたのはその線上のどの地点であつたろうか。東西に長く延びる線上の一点を固定してその線の全般を示すとすれば、その地点は東・西に偏さず、ほぼ中央のあたりでなければならないであろう。また線の内あるいは外に特記すべき重要な地域があるならば、これを明瞭に示すものでなければならないであろう。渋田庄北堺周辺での重要地域といえは「古河以南鳴畠」以外にない。これがどのあたりになるかを比定する史料は皆無であるけれども、地勢から考えて低湿な河川敷が耕地化される条件を最もよく備えているのは折居のあたりを指して他にあるまい。これは主にはるか後世のIII図によつて推したのであるが、II図を図版IVの地図の現況と対照させてみると、折居のあたりで河流が屈曲する点、北方に耕地が広がつてゐる点で同様である。I・II図では、相当部分で河身が急に広がつており、河流を屈曲させる地域があるらしいのは同前であるが北方に耕地が描かれていない。しかし、前述のごとくI・II図の持

田庄東端の部分は極端にデフォルメされているから、この場合あまり参考とならない。折居のあたりに河流を屈曲させる特性、地盤の堅さのあることを想定してもよさそうである。ここが北方が往古より耕地化され、その帰属について久安二年から長寛二年の間に変動があり、長寛二年その南端の岸に榜示が打たれたとするのはあまり無理のない想定であろうと考える。

紀川北岸折居のあたりに打たれた渋田庄北堀の榜示は、のちのI・II図における持田庄の東南の榜示の地点にある。II図において、のち神護寺領となつた持田庄の五個の榜示のうち四個までが持田側から見て彼岸にあるのに、東南の榜示のみが此岸にあるのは右のごとき歴史的由来によるのではなかろうか。そしてこの東南榜示は同時に渋田庄北限の榜示でもあつたろうと推定できよう。隣接する二庄の榜示が同一地点でそれぞれ一本、計二本打たれていたか、一本のみであったか、いま明らかにできない。

B 持田庄の消長

官牒の語る持田庄の消長についてはAでも必要の範囲で述べてきたが、ここで再論し、あわせて他の史料を検討したい。

官牒に「件古河以南鳴畠、先年之比依被打入讃岐院御領立田庄」とあるのは、管見では持田庄の初見である。持田庄は崇徳上皇御領として史料に姿をあらわした。ここに見える「先年之頃」とは、官牒の記述の順序からして、久安二年の院下文による持田庄立莊以後を意味するであろう。

しかるに「国司季範」の任中、笠田庄は収公されて國領となつた。季範は源季範であつて、本朝世紀久安四年正月廿八日条の除目入眼の記事に「紀伊守從五位上源季範元河内守」と見え、同書仁平元年十二月卅日条に「遷任紀伊季範」とあるから、源季範の紀伊守在任は久安四年と仁平元年の四年間と確定できる。この四年の任期中、いつ源季範は笠田庄を收

公したのかを示す史料はないが、平安末期には国司は任初の年に国内庄園を停止し、任終に近づくや再び加え立つのが一般的であつたから、笠田庄の場合も収公の年は任初の久安四年であつたと思われる。とすれば、さかのぼつて笠田庄が崇徳上皇御領であつたのは久安三年の一年間のみであつたことになる。

官牒には国領化しに後の笠田庄について触れていないから、少くとも官牒の長寛二年までは国領として続いていると見られる。官牒の記すところは以上であつて、それ以後の持田庄については他の史料によらねばならない。

吾妻鏡文治二年八月廿六日条に蓮華王院領紀伊国由良庄の濫妨の記事が見え、これを訴えた領家藤原範季の折紙が収載されている。

広由良庄濫妨事、折紙進之、(中略)彼庄相違候者、檜物具等不可叶候、年来持田郷勤仕件役、而被建立高雄寺庄候了、雖片時可被忿立庄の時期は未詳。

仰下候歟、恐々謹言

閏七月廿四日 木工頭範季上

ここには蓮華王院領由良庄の濫妨により檜物具弁備に支障を來したこと、この役はかつて持田庄が勤仕したがいまは高雄寺の庄となつてしまつたことが記されている。持田庄は高雄山神護寺領となる以前に、由良庄と同様に後白河上皇御願蓮華王院領であつたことが判明する。ただし立庄の時期は未詳。

つぎにあげるべきは有名な文覚の四十五箇条起請(元暦二年正月十九日)である。

還住之後至第五季_{元寿}十一月廿一日蓮華王院御幸之時 進參御堂之

内陣、先年蒙流罪之時如令申上、為當寺興隆可被寄進庄園之旨令訴申之処、即可有御裁許之由被申下畢、於是文覚流涙成悅罷出畢、次

年_{寿永}二年十月十八日被寄進紀伊国持田庄畢

起請に記すところは簡単である。寿永元年十一月廿一日、文覚は蓮華院において後白河上皇に庄園寄進を請い、上皇はこれを許し、翌寿永

二年十月十八日持田庄が神護寺に寄進されたというのである。先の吾妻鏡の記事と考え合せれば、寿永二年以前は蓮華王院領であったことになるから、上皇は蓮華王院領を神護寺領に移したことになる。

一步踏みこんで考えてみる。寿永二年十月十八日に持田庄が寄進されたというが、このとき何が行なわれたのだろうか。十月十八日は何の日付なのだろうか。この点に関して次に掲げる宝来山神社文書は検討するに値する。

神護寺領紀伊国持田庄

後白河院御寄附
寿永二年十月十八日
序御下文在之

在管伊都郡

四至限東下居
限南大河
限西世山河前
限北四津谷葛木峯

勝示五箇所

一所巽下居大垣内西鼻重房作畠

一所南紀伊河南岸柏木本渡田庄堺

一所坤静河庄名手庄堺

一所乾靜河西岸安徳法師作田堺

一所良靜河庄高野本庄堺大松東小谷口友国作

当寺経蔵所納之序御下文年号
寿永二年十月十八日 同立券 元暦元年八月十六日両卷之内四至
勝示書出之早

延徳三年三月 日 法印権大僧都（花押）
年預多聞院

この文書は昭和十九年宝来山神社所蔵持田庄絵図が重要美術品に認定されたとき、その付属文書とされたものである。地元ではこれを延徳文書と呼んでいる。拝るとすれば良い史料となるが、先ず信憑性を検討しなければなるまい。なお日下の法印権大僧都の花押は室町中期のものとしてはあり得る形である。多聞院については未詳。

四至と勝示を並記してある点について。延徳文書は序御下文と立券か

ら持田庄の四至・勝示を抄記したものである。通常、立莊の院序下文が出された時点では院使は未だ現地に赴かず、従つて勝示も打つていないので、院序下文には四至は書いているが勝示所在地の記載はない。延徳文書の勝示部分は立券文から転記したとしなければならない。一般に立券文には一定の様式があつたとは思われないが、嘉応三年二月日安芸国嚴島神社領壬生莊田畠在家注進（平安遷文）のごとく、延徳文書と同様に在管・四至・勝示を並記したものもあるから、延徳文書に勝示所在地が記してあること自体は怪しむに足りない。この場合、四至部分は院序下文と立券文の両方に共通して記されていることになる。

四至の記載内容について。延徳文書の四至の内容は一見して明らかなるごとく、大覺寺文書の四至と全く同じである（字の出入は二箇所ある）。大覺寺文書が偽文書であったから延徳文書も偽文書とするのは聊か粗雑にすぎようから、簡単に検討する。東・下居の場所についてはさしたる問題はない。南・大河とあるのは紀川北岸の意味となるが、南勝示「紀伊河南岸柏木本渡田庄堺」とあるのと矛盾し、I・II図とも合わない。西

・世山河前は意味をなさない。世山河という川はないから文意不明といわざるを得ない。北・四津谷葛木峯も意味をなさない。四津谷は静川の谷の意としても、葛木峯はそのほか北方にそびえる高山であり、しかも四津谷と葛木峯の間には静川庄が存在するから境界線とはなり得ない地域である。四至の記載は具体的客観的でなければならぬが、延徳文書勝示の記載について。勝示の記載は甚だ詳細であるが、これらは慶安三年絵図（三図）の勝示の注記とあまりに似すぎてはいないか。三図の注記を左に並べてみよう。

- 「たつミ傍尔 大垣内西鼻」
- 「南傍尔 紀伊川南岸柏木本」
- 「ひつしさるノ傍尔 静川庄名手ノ庄堺」
- （乾注記なし）

○「うしとらノ傍尔 大松東ノ小谷口」

延徳文書の榜示の記載は右に並べたⅢ図のそれより詳細であり、作田・作島の小字名が加えられているのであるが、元暦元年、慶安三年の間四百五十年余を経過しているにしては共通点が多すぎはしないか。南榜示の「柏木本」は南岸断崖上の顯著な柏の木の下に榜示があるという意味であるが、植物相が似ているとしても、鎌倉初期と江戸時代に同じ語が使われているのは解せない（いま現地に柏木本という小字名はない）。良勝示の「大松東小谷口」も共通した表現であるが、近世の大松は境谷の北方の広口村の小字名のことで、小谷口はその東より下る小谷が静川に合する所を意味するが、鎌倉初期に同じ表現で場所を指定できたか甚だ疑問である。何よりも不可解なのは、良勝示に「静河庄高野本庄堺」とあることである。高野本庄は官省符庄のことであるが、鎌倉時代官省符庄がこの境谷の良勝示にまで広がっていたとは考えられない。官省符庄が地域の称として広大化した近世末においてさえ、境谷で静川庄と境を接するのは官省符庄でなく四郷莊なのである（卷四十三紀伊總風土記）。ここに至ってわれわれは次の結論を下しても良いだろう。延徳文書の榜示の記載は慶安図（あるいは同類の文書）の榜示の注記に固有名詞を附加していつものであるが、附加した者の知識が正確でなかつたために、良勝示で高野本庄と静川庄を隣接させてしまつたのである。

四至榜示の検討をしてみて、延徳文書の偽作者は、正確でないにせよ現地について相当の知識を持ち、且つ参考となるものを利用しているようと思われる。四至が大覚寺文書のそれと同一であること、榜示に慶安図と共に通する部分を持つていてその証左である。信用してよい部分があることになるが、院序下文立券文について記した部分はどうであろうか。紀伊統風土記は四郷莊の条卷四で、四津谷という地名を説明して、これが「加勢田莊萩原村宝来山社寿永年中文書」に見えると記している。四津谷を記載する寿永年間の文書が宝来山神社にあるとすれば、それは寿永二年の持田庄寄進の際の文書の類であったに相違ない。延徳

文書作製のとき、このような文書を見た可能性は十分に考えられよう。延徳文書は院序下文があつて、その日付は寿永二年十月十八日であるという。これは文覚起請の持田庄寄進の日付と一致する。この日付の後白河院序下文が存在することは極めて自然であろう。元暦元年八月十六日立券文については、検討に用いるべき他の材料がないので判断に迷うが、事柄としては院序下文と同じ水準であるから同じ程度に信じて、この日付の立券文が存在したことを示す資料があつたと考へるべきであろう。院序下文の約十カ月後に立券文が作製されることは不自然ではない。榜示はこの時に打たれ、おそらく絵図も同じ時期に作製されたであろう。特別の理由のないかぎりこの時のほかに絵図作製の時期を想定することは困難である。絵図は二枚作られ、一枚は本所神護寺へ、一枚は在地の八幡宮に保管されたのであつた。

再び絵図に目を向けよう。I・II図の構図は現実の持田庄の地勢から考えてかなり中心が西に偏っていることは前に述べた。また渋田庄は笠田庄との境界線設定に苦心し、ついに庄域を縮少して紀川北岸を北堺として折居のあたりに榜示を打つたと推定しておいた。しかるにI・II図を見ると持田庄の南榜示は紀川を渡つて深く志富田庄側に入つてゐる。渋田庄が長寛二年設定した北堺は大きく破られたわけで、その時期が持田庄が蓮華王院領であったときか、神護寺領となつたときかはいま確定できないけれども、私には神護寺領となつたときと思われる。そうでなければI・II図のようにデフォルメして志富田庄隣接部分を強調した絵図が作られるわけがないと思うのである。I・II図作製の目的は庄域の見取図を作ることにあつたのであるが、そのときの主要な関心は新たに庄域に打入れた南岸の島村地区の境界を明らかにすることであつたろうことは想像に難くない。この解釈でI・II図を見直せばその中心が西に偏しているのは南岸の島村地区を絵図の中心に描くためであつたこと、南榜示の周辺のみが他の四個の榜示に較べて詳細であることの理由が自

ら諒解されるであろう。また在地の八幡宮に置かれた宝来山絵図(一図)に南榜示と異榜示のみが描かれている理由も自ら明らかであろう。異榜示は長寛二年渋田庄が打った榜示の地点を、持田庄が新榜示としたものであつたろうし、南榜示は持田側から志富田庄に進入して打った榜示なのである。在地においては立券當時この二つ以外の榜示にはさしたる関心がはらわれなかつたであろう。あるいは残る三つの榜示は實際には打たれなかつたのか知れない。艮の榜示には郡界の大岩を指定したのであらうこととは第二章で推定した。坤の榜示は名手庄静川庄の境界にあつたのであるから、両庄の間にはすでに榜示があつたはずで、これを持田庄榜示であると指定すればよかつた。同地点にさらに榜示を打つ必要もなかつたともいえよう。乾の榜示については未考だが、慶安図に他の四個のような注記のなかつたことが気にかかる。延徳文書の記載も他の四個に較べて不自然で、付加文言のみのように見える。いずれにしても特徴のある明確な地点でなかつたことは確かであろう。

注

(5) 例えば、最近の奥野中彦「開田図から四至榜示図への展開」(『莊園絵図の基礎的研究』所収、昭和四十八年刊、一七頁)。なお、奥野氏は同論文で持田庄図について「同絵図は、持田庄が日根氏によって「後白河院へ寄進された際に作製されたものである」と記し、注でそれが西岡氏の説であると示している。しかし、西岡氏の論文のどこにもそのような記述は見当らない。引用部分は奥野氏の創意にかかる新説であるから、論拠を明らかにすることが必要である。

(6) 中村氏の記述によれば、氏は昭和四十八年四月二十六日に大覚寺においてこれらの文書を「新らしく見出」し、「四通発見されたこと」を「嬉しい事件」として、このことを「学界に報告して何等かの寄与を致したい」と希つたが、検討の結果偽文書であるとの結論に達し、「日根秋友文書に、旬日の間、瞞まされた不明を恥じて一文を譲しみ草した」のだという。古文書学に精進される氏の姿を彷彿とさせる文章であるが、若干の疑問がないわけではない。「日根秋友文

書」は史料編纂所影写本大覚寺文書(明治二十一年影写)の冒頭にある文書であつて、すでに数多くの人の目に触れてきたものである。さればこそ西岡氏はこれを使って持田庄の開発と伝領を説明したのであつたし、伊木寿一氏は『日本古文書学』の花押の初見の項でこの文書に触れたが、「追て原本一覽の上で決定したいと思ふ」と疑いをかけてこれを使わなかつた。『平安遺文』に収録されず、「花押かがみ」に入らなかつたのは、本書が偽文書であることが明らかに無視されたにすぎない。このように世に知られた文書が「発見された」とすることは語義の上でおかしいのではなかろうか。

なお、中村氏の「発見」の約二年前の昭和四十六年九月、われわれは大覚寺を訪れてこの文書を閲覧し、写真を撮影した。偽文書である旨は口頭で発表し『東京大学史料編纂所報』第七号にも記しておいた(注3参照)。

最近の奥野中彦「古代的勸農より中世的勸農への展開」(『歴史学研究』四一、一号)は、本文書を有力な史料として立論しているが、偽文書を支証することはできないから訂正する必要がある。

(7) 西岡氏はこの紀伊守を大江善淵に比定するが、その根拠は示されていない(同氏前掲書)。おそらく尊卑分脈・大江氏に善淵が見え「貞觀七二卒六十歳」、「大和伯耆紀伊近江等守」とあるのに拠つたのであろう。しかし、尊卑分脈に「賜在原朝臣姓」とあるから、善淵は大江氏ではなく、在原氏である。西岡氏のいう大江善淵なる人物は実在しない。なお三代実錄貞觀十七年二月二日条の在原善淵卒伝では、善淵の紀伊守在任期間を貞觀六年の数カ月間としている。

(8) 紀伊続風土記卷五十の教良寺村の項に村境の笠石についての記事がある。「村の申の方三谷村の界にあり。二尺四方許の石に穴を穿ち長五六尺の石の上に笠の如く載たる故笠石とも又笠仮ともいふ」いまこの笠石を渋田庄と六箇庄の境界の榜示と考えることは聊か性急にすぎようが、いかなる意味の石であつたかを考える価値はある。今後渋田庄の現地調査を行なうときの課題としておきたい。

(9) 西岡氏は紀川南岸に榜示があることを説明するために「南の山麓を流れていたものが、のちに河身が北に移つた結果であろう」と、私と逆の想定をしている(前掲書)。しかし、氏の想定は偽文書と神護寺絵図を整合させて解釈するためのものであるからとるに足りない。

おりに

持田庄図の考察はここで擱筆するが、課題は終ったわけではなく、多くの問題を残した。その最大のものは神護寺文書の中の文治元年九月日の検注帳の問題である。現地に伝存する慶長の検地帳と対照させて解釈しようとしたがまとまらなかつた。また顧みて現地調査が十分でなかつたと思う。現地調査は周辺部をも視野に入れて行なうべきものであるという教訓を得た。このことは特に渋田地区について言える。渋田庄がこれほど深く持田庄と関わっていることは当初予想していなかつたのである。また本稿を執筆してみて絵図の理解は決して机上の作業のみではできることを悟つた。これは私にとって大きい収穫であった。

持田庄の現地調査においては、本文中お名前を記した方々のほかに数多くの人々に親切にして頂き、有益な御教示を頂いた。地理不案内のわれわれのために種々便宜をはかつて頂いたかづらぎ町教育委員会に深く感謝したい。特に同教育委員会の木村哲也氏は連日われわれを案内して下さり、地理について説明して下さつた。経験不足のわれわれがともかくも現地調査を行なうことができたのはひとえに木村氏のおかげである。

本稿は、皆川完一・岡田隆夫・黒川高明および鈴木の共同研究の成果であつて、もし功とされるところがあるならば、それは四名の名譽であり、過とされるところは執筆した鈴木が責任を負うものである。

(昭和四十九年十一月二十六日)